

# 国相談窓口への質問

更新日 平成27年7月15日

項目	質問	回答
2 発注関係事務の適切な実施について	4月1日の適用が厳しい市町村の対応は？	基本は4月1日になります。ただ、取り扱いは各自治体での運用が出てくることはあると思われれます。
2 発注関係事務の適切な実施について	4月1日の適用は、継続工事もか？	4月1日以降に新規契約工事が適用になります。従って、現契約済みの工事等は、これまで通りとなります。
2-1(2)d.【適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定】	「歩切り」は、改正品確法第7条第1項第1号の違反として定義されていますが、工事のみなのか？それとも委託業務も適用されるのかお聞きしたい。	工事に関する記載の趣旨を踏まえて適切に実施すべきものであると考えます。
2-1(4)b.【工事中の施工状況の確認等】	補助金の対象に三者会議の計上をして良いか？ 測量設計費でよいか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施において必要な経費であれば補助対象になります。</li> <li>・必要性については会検に説明出来るように個別に判断するよう御願います。</li> <li>・「測量設計費」で支弁する内容かどうかは貴県で判断御願います。</li> </ul>
2-1(2)d.【適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定】	発注関係事務の運用に関する指針の【適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等】に記載している、入札金額の内訳書の提出における書類不備入札金額と内訳書の総額の著しい相異とは、どの程度か。	<p>発注関係事務の運用に関する指針の解説資料においては、【記載すべき事項に誤りがある場合】</p> <p>内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合と記載されています。その幅については、各自治体等で設定されるものです。</p> <p>四国地方整備局では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内訳書の合計金額が第1回の入札金額と異なる場合</li> <li>・「内訳書の合計金額」とは記載の合計金額のみではなく各項目に記載された金額の合計とする</li> </ul> <p>として運用しています。</p>